

親権停止審判・親権喪失審判

子どもの父母が、定職に就かず、子どもの世話をしないばかりか、子どもに暴力を振るっています。どうすればよいでしょうか。

親権停止や親権喪失の審判を申し立てることができます。

このような場合、親権停止の審判を申し立てることが考えられます。

親権停止とは、父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子どもの利益を害するときに、関係者(子どもの親族、児童相談所長、子どもなど)の請求により、家庭裁判所が2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度です。

さらに事態が深刻な場合には、親権喪失の審判を申し立てることが考えられます。

親権喪失とは、父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子どもの利益を著しく害するときに、関係者(子どもの親族、児童相談所長、子どもなど)の請求により、その親権を失わせる制度です。

なお、児童虐待については、児童相談所が相談、援助を行っています。児童相談所は、必要な場合には、児童を児童福祉施設に入所させたり里親委託の措置をとることや、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについて、家庭裁判所に承認を求めます。



児童虐待とは？

児童虐待には、4つの類型があります。
(児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義されています。)

- 身体的虐待**
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 性的虐待**
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ネグレクト**
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- 心理的虐待**
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

家庭裁判所における子どもに関する主な家事事件と管轄裁判所一覧表

事件の種類	管轄裁判所	申立てができる人
養育費の請求 (増減額)	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所 ※	父又は母
面会交流	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所 ※	父又は母
親権者変更	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所 ※	子の親族
未成年後見人選任	未成年被後見人の住所地の家庭裁判所	未成年被後見人又はその親族,その他の利害関係人
養子縁組許可	養子となる者の住所地の家庭裁判所	養親となる者
特別養子縁組	養親となる者の住所地の家庭裁判所	養親となる者
特別養子適格の確認 (特別養子縁組と同時申立てが必要)	養親となる者の住所地の家庭裁判所	養親となる者
児童相談所長の申立てによる 特別養子適格の確認	児童の住所地の家庭裁判所	児童相談所長
親権喪失	子の住所地の家庭裁判所	子の親族,検察官,子,未成年後見人, 未成年後見監督人,児童相談所長
親権停止	子の住所地の家庭裁判所	子の親族,検察官,子,未成年後見人, 未成年後見監督人,児童相談所長
施設入所承認(更新)	児童の住所地の家庭裁判所	都道府県知事(児童相談所長に委任)
引き続いての一時保護の承認	児童の住所地の家庭裁判所	児童相談所長又は都道府県知事

※このほか当事者が合意で定める家庭裁判所も調停・審判の申立てをする場合の管轄裁判所となります。

詳しく知りたい方は

○法的な問題全般についてのお問合せは・・・
 **日本司法支援センター(愛称:法テラス)**
0570-078374 <http://www.houterasu.or.jp/>
○離婚の際に決めておくべき子どもに関する事項等は・・・
法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/>
○養育費については・・・最寄りの **母子家庭等就業・自立支援センター**
または **養育費相談支援センター**
0120-965-419 携帯電話・PHSからは 03-3980-4108
<http://www.youikuhi-soudan.jp/>
○里親、養子縁組の相談等については・・・ **全国の児童相談所**〈全国共通ダイヤル〉 **189**
○児童虐待の相談・通告については・・・ **全国の児童相談所**または **市区町村の担当窓口**
○申立てを行うための手続、必要書類、費用等については・・・ **全国の家裁裁判所**
または **裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>** 

家庭裁判所における
子どもに関する手続

家庭裁判所では、子どもに関する様々な
問題を法的に解決するための手続を
取り扱っています。



家 庭 裁 判 所

家庭裁判所では、子どもの福祉の観点から、
子どもの健やかな成長にかなうかどうかを基
準に、様々な手続において、問題の解決に努
めています。



1 離婚に伴う子どもの養育に関する問題を解決するために

養育費の請求

Q 離婚して子どもの親権者になりましたが、私には子どもを養育してい
く経済力がありません。元配偶者とは、子どもの養育費について話し合
いをしましたが、折り合いがつきませんでした。どうすればよいでしょうか。

A 養育費の支払に関する調停を申し立てることができます。

養育費については、民法において、父母が離婚をするときに、子どもの利益
を最も優先して考慮した上で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具
体例の一つとして明示されています（民法第766条第1項）。

養育費の具体的な内容については、まずは父母が話し合って決めることになり
ますが、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に養育費の調停を申し立
て、養育費の支払に関する取決めを求めることができます。

なお、一度養育費を決めた後であっても、その後に事情の変更があった場合
（収入が減った場合や再婚した場合、子どもが進学した場合など）には養育費の
額の変更（減額・増額）を求める調停を申し立てることができます。

面会交流

Q 離婚して親権者にならなかった場合でも、私が定期的に子どもと会う
ことはできるでしょうか。

A 面会交流に関する調停を申し立てることができます。

別居または離婚後に、子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等
を行うことを面会交流といい、子どもの成長にとって大事なものであると考えら
れています。

面会交流については、民法において、父母が離婚をするときに、子どもの利益
を最も優先して考慮した上で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体
例の一つとして明示されています（民法第766条第1項）。

面会交流の具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合って決める
ことになりますが、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に面会交流の調
停を申し立て、面会交流に関する取決めを求めることができます。

親権者の変更

Q 子どもの親権者である元配偶者から子どもを引き取って私が育てる
ためには、どうすればよいでしょうか。

A 親権者の変更を求める調停を申し立てることができます。

離婚の際に子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができ
ますが、離婚後、子どものために親権者を変更する必要がある場合には、必ず家
庭裁判所に親権者変更の調停を申し立てなければなりません。

なお、親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、調停ではな
く親権者変更の審判を申し立てることになります。



2 親（親権者）による子どもの養育が不可能又は 不適切である場合の問題を解決するために

未成年後見人の選任

Q 姉夫婦が亡くなったため、残された姉夫婦の子どもの監護養育や財産管理
（保険金請求等）を行う必要がありますが、どうすればよいでしょうか。

A 未成年後見人選任の審判を申し立てることができます。

親権者の死亡等のため子どもに対し親権を行う者がいない場合、家庭裁判所は関係
者（親族や児童相談所長など）からの申立てにより、未成年後見人を選任します。

未成年後見人とは、子どもの法定代理人であり、子どもの監護養育、財産管理、契
約等の法律行為などを行います。

養子縁組の許可

Q 子どもの父親が死亡した後、一人で子どもを育ててきた母親である私の姪
が病気になり、子どもの養育ができないので、母親の叔父である私と妻が子
どもを引き取って養育しています。今後、子どもを私ども夫婦の子として育て
たいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 養子縁組許可を求める審判を申し立てることができます。

子どもを養子とするには、家庭裁判所の許可が必要です。家庭裁判所は、子ども
の年齢や子どもが置かれている状況等を総合的に判断し、養子縁組を許可するかと
うか判断します。ただし、自己または配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合
には許可を要しません。

また、未成年後見人が未成年被後見人を養子とする場合にも、家庭裁判所の許可
が必要となります。

なお、子どもを養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合には、原則と
して、夫婦が共に養親となる必要があります。

このほか、**特別養子縁組制度※**を利用することもできます。

※
特別養子
縁組制度

特別養子縁組とは、原則として**15歳未満**の子どもの利益のため特に必要がある
ときに、子どもとその実親側の法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じ
る安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。

そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共
同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。